

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊サ対第368号

令和6年3月25日

サイバー事案に関する通報等の受付窓口の統一化について（通達）

サイバー事案に関する通報、相談及び情報提供（以下「通報等」という。）を更に促進し、被害者等からの情報を広範に収集するため、下記のとおり、警察庁ウェブサイトにおいてサイバー事案に関する通報等の統一的な受付窓口（以下「統一窓口」という。）が整備・運用されることとなった。

これに伴い、都道府県警察にあっては、統一窓口を通じてなされた通報等に対応することとなったため、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 統一窓口における通報等の定義

統一窓口になされた通報等については、便宜上、次のとおり定義する。

(1) サイバー事案に関する通報

警察に対して、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使等を求めるもの

(2) サイバー事案に関する相談

警察に対して、指導、助言等（単純な事実の教示を除く。）を求めるもの

(3) サイバー事案に関する情報提供

警察に対して、情報を提供するもの

※ 警察から情報提供者への回答を要しない。

2 統一窓口の概要

通報等を行う者が、警察庁ウェブサイトに設置された統一窓口において、対応を希望する都道府県警察本部の担当所属（本県は「サイバー犯罪対策課」）又は警察署を選択することにより、当該通報等の内容が、そのまま当該担当所属又は警察署に対しメールで通知される。ただし、警察署へ通知された場合には、当該警察署を所管する警察本部の担当所属にも同時に通知されることとなっている。

3 統一窓口に入力される情報

通報等を行う者から統一窓口に入力される情報は、次に掲げる項目である。

(1) 氏名

(2) メールアドレス

(3) 電話番号

(4) 通報等先の都道府県警察

(5) 通報等先の警察署又は警察本部

(6) 画像等ファイル（添付）

(7) 概要（住所は概要欄に記載することを求める）

4 県警察における通報等への対応

統一窓口を通じて通報等を受けたサイバー犯罪対策課及び各警察署は、その内容

に関し、「警察安全相談業務の運用要領について（通達）」（令和5年3月15日付け熊広県第142号）に基づき的確な対応を行うこと。

なお、各警察署にあつては、事案の概要に応じて事件捜査を担当する課が対応すること。

5 運用開始日時

令和6年3月29日（金）午前10時

6 留意事項

(1) 県警察における広報啓発活動

統一窓口については、県警察のホームページに掲載し、県民に対して周知予定である。

(2) 各警察署の受信メールアドレス

各警察署が統一窓口から通報等を受理するメールアドレスについては、別途通知する。

7 参考事項

本件の運用につき、疑義が生じた場合は、下記担当を通じて指示等を仰ぐこと。